

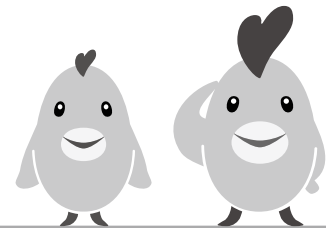
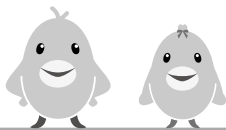


公社住宅の適正な使用についてのお願い

公社住宅のお部屋を「民泊」施設として使用することはできません。

お住まいの皆さまとの賃貸借契約では、お部屋の全部又は一部の転貸を禁止しており、こうした事実が判明した場合には、賃貸借契約を解除し、お部屋の明け渡しを求めることもあります。

お住まいの皆様には、上記の趣旨をご理解いただき、お部屋を適正に使用していただきますようお願いいたします。



第10回

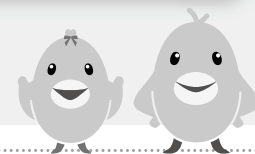
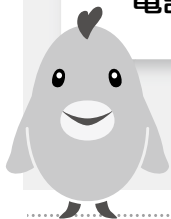
公社賃貸住宅居住者実態調査の実施について

東京都住宅供給公社では、よりよい住まいづくりに必要な管理・建設計画の基礎資料を得るため、概ね3年に1回「公社賃貸住宅居住者実態調査(アンケート調査)」を行っております。平成30年3月中～下旬にかけて公社賃貸住宅にお住まいの全世帯の中から無作為に選んだ3,500名の方々を対象に、統計調査員がお伺いいたします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



住宅用消火器の取扱いについて

- お客様のお部屋には、住宅用消火器が設置されています。
- 出火した場合は、備え付けの住宅用消火器を使用して初期消火を行ってください。
- 住宅用消火器は所定の場所から動かさず、消火器に備え付けている取扱説明書に沿った使い方、管理、点検を行ってください。
- 異常があれば、下記の「JKK東京 お客様センター」の電話番号の②までお問い合わせください。



「JKK東京 お客様センター」の電話番号

【受付時間】 午前9時～午後6時 月～金（土・日・祝日・年末年始を除く）

●申請等のお手続き、家賃のお支払い、住まい方のご相談はこちらへ

① ▶  **0570-03-0031**

●修理のお申込み、ご相談はこちらへ

② ▶  **0570-03-0032**

●また、漏水等の緊急修繕、事故や火事、居住者の安否にかかわる緊急のご連絡も上記へ（24時間365日お受けします。）

・窓口センターに御用の方も、左記の番号をご利用ください。

・左記0570の番号に固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます。市内通話料金の他に料金が加算されるわけではありません。（公衆電話を除く）

・一部のIP電話・PHS等、左記の番号がご利用できない方は

☎ **03-6812-1171**

におかけいただき、メッセージに沿って

・申請等のお手続き、家賃のお支払い、住まい方のご相談の方は④を押してください。

・修理等のお申込み、漏水等の緊急修繕、事故や火災、居住者の安否にかかわる緊急のご連絡は③を押してください。

月曜日及び休日の翌朝午前9時から10時までは、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合がありますので、お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。